

第2次三条市農業活性化プランについて

1 計画策定の経過

平成 23 年 5 月 26 日 第 1 回審議会における了承事項

(1) 基本方向（目標）

①農産物の高付加価値化 ②販路開拓 ③人材育成 ④地産地消 ⑤食育の推進 ⑥環境保全

(2) 計画期間

平成 24 年度～27 年度（4 年間）

2 今後のスケジュール

平成 24 年 5 月	第 1 回審議会
5 月～10 月	ワーキング会議において計画原案作成
11 月	第 2 回審議会
12 月以降	第 3 回審議会及びパブリックコメント

3 プラン策定の考え方

第 2 次プランの策定にあたり、第 1 次プランの基本方向等を継承しつつ、昨今の経済や社会情勢を踏まえた上で、的確かつ効果的な事業実施につなげる計画とする。

なお、平成 24 年度プラン推進事業はこうしたプランの連続性に立った上で計画したものである。

4 現状の計画体系

現存の計画		上位計画		根拠法令
計画の名称	計画年度	計画の名称	計画期間	
三条市農業活性化プラン	H21～ 23 年度	食料・農業・農村基本計画（国） 三条市総合計画	H22～31 年度 H19～26 年度	食料・農村・農業基本法（H11 年度制定） 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例（H20 年度制定）
第 2 次三条市食育推進計画	H23～ 27 年度	第 2 次食育推進基本計画（国） 新潟県食育推進計画 三条市総合計画	H23～27 年度 H19～24 年度 H19～26 年度	食育基本法（H16 年度制定） 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例（H20 年度制定）

※食育推進計画は農業活性化プランと並立した条例に基づいた計画です。